国民健康保険　後期高齢者医療

人間・脳ドックの費用助成

健康チェックで病気を早期発見

市は、国民健康保険（国保）・後期高齢者医療の加入者を対象に、「外来（半日）人間ドック」「脳ドック」「併用ドック（人間ドックと脳ドックの併用受診）」の受診費用を助成します。

【国民健康保険】

対象＝国保税を滞納していない世帯で、次のすべてに該当する人

▼５月７日現在30歳以上75歳未満（昭和14年５月８日以降生まれ）の人で、１年以上継続して京田辺市国民健康保険に加入している

▼入院・妊娠していない

【後期高齢者医療】

対象＝保険料を滞納していない後期高齢者医療の被保険者で、次のすべてに該当する人

▼入院していない

▼養護老人ホーム・介護保険施設に入所していない

【助成額】

受診費用の７割

【申込期間】

４月１日(火)～５月７日(水)

詳しくは、３月下旬に郵送する案内をご覧ください。

【申込・問合せ先】

国保医療課（☎64-1374）

職員の給与状況を公表

市は、市職員の給与などの実態を公表します。

内容は、職員の任免と職員数、給与、勤務時間や勤務条件、分限・懲戒処分、服務、研修と勤務成績の評定などの状況です。

本紙では、その一部を紹介します。詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問合せ先＝職員課（☎64-1324）

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年４月１日現在）

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	276,800円	326,000円	370,000円
	高校卒	― 円	307,000円	342,500円

※経験年数とは、卒業後に採用され引き続き勤務していた年数です。15年未満の高校卒は該当がありません。

◆特別職の給与・報酬など（平成25年４月１日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	875,000円	（給料＋地域手当＋役職加算額（（給料＋地域手当）×15%））×3.90月分 ６月期1.875　12月期2.025　計3.90
副市長	730,000円	
議長	500,000円	（報酬＋役職加算額（報酬×15%））×2.95月分 ６月期1.40　12月期1.55　計2.95
副議長	405,000円	
議員（委員長）	380,000円	
議員	375,000円	

◆人件費の概要（平成24年度普通会計決算）　（単位：千円）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）	平成23年度人件費率
22,017,032	4,914,851	22.32%	23.59%

◆平均給料月額・平均年齢（平成25年４月１日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	322,100円	41.7歳
技能労務職	331,600円	44.3歳

国民健康保険

4月から被保険者証が変更

問合せ先
国保医療課（☎64-1332）

被保険者証を切り替え 薄い緑のカードに変更

今年は、被保険者証の切り替えの年です。

新しい被保険者証（薄い緑色）は、3月17日以降に郵送します。現在の被保険者証は、4月1日以降に処分してください。

なお、保険税を滞納している場合は、国保医療課で納付相談後の交付となることがあります。

新しい被保険者証が届いた人は確認を

高齢受給者証を同封 記載内容の確認を

70～74歳で高齢受給者証の「一部負担割合」欄が「2割（平成26年3月31日までは1割）」の人は、医療機関窓口での負担が「1割」に据え置かれる予定です。

対象者には、新しい被保険者証と一緒に、4月1日から使える高齢受給者証を郵送します。

19歳以上は所得申告を

国民健康保険の加入者で1月1日現在19歳以上の人は、平成25年分の所得申告が必要です。

世帯の中に申告がない人がいると、所得額に応じた軽減措置が適用されませんので、必ず申告してください。

【申告先】

▼1月1日現在、市内に住民登録する人＝税務課

▼1月2日以降に市内に住民登録した人＝国保医療課

ただし、確定申告書を提出した人や、勤務先などから給与・公的年金などの支払報告書が提出されている人を除きます。

福祉医療制度

窓口負担を一部・全部補助

問合せ先
国保医療課（☎64-1374）

市は、市内に在住する健康保険の加入者を対象に、医療費の自己負担額の全部または一部を助成する福祉医療費助成制度を行っています。福祉医療費受給者証を発行しますので、健康保険被保険者証・印鑑などを持参してください。

4月1日現在70歳未満で、すでに福祉医療費受給者証（老人医療）を持っている人には、3月中に新しい受給者証を郵送します。

老人医療制度

対象＝65歳以上70歳未満で、次の①か②に該当する人

①所得税非課税世帯

②所得が所得制限内で、次のいずれかに該当する人

▼一人暮らし

▼全員が60歳以上の世帯

障害者医療・重度心身障害健康管理事業

対象＝次の①～④のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1級または2級を持っている

②療育手帳A相当（IQ35以下）を持っている

③療育手帳B1（IQ50以下）と身体障害者手帳3級を持っている

④精神に障害のある人で、障害基礎年金1級または2級の受給者

ひとり親家庭医療

対象＝ひとり親家庭で18歳以下（高校3年卒業まで）の子どもと保護者

児童福祉制度の活用を

市は、児童福祉制度として、就学前の児童を養育している人やひとり親家庭、心身に障がいのある児童を養育している人に、下表のとおり手当を支給しています。

詳しくは、子育て支援課（☎64-1376）までお問い合わせください。

	制度	支給額
児童手当	**児童手当**	
	中学卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給（所得制限あり） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、年齢の一番高い子から第1子とする	・3歳未満　月額15,000円 ・3歳以上　小学校修了前（第3子以降）　月額15,000円 ・中学生　月額10,000円 ・所得制限限度額を超える人　月額5,000円
母子家庭関係	**母子家庭奨学金**	
	母子家庭などで乳幼児から高校生までの児童を養育している人に支給	・乳幼児　年額11,000円 ・小学生　年額21,500円 ・中学生　年額43,000円 ・高校生　年額64,000円 ・高校入学支度金　35,000円
母子・父子家庭関係	**交通遺児奨学金**	
	交通事故で親を亡くした父子・母子家庭などで、乳幼児から高校生までの児童を養育している人に支給 ※母子家庭奨学金との併給はできません	・乳幼児　年額11,000円 ・小学生　年額21,500円 ・中学生　年額43,000円 ・高校生　年額64,000円 ・高校入学支度金　35,000円
	児童扶養手当	
	父子・母子家庭などで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給（所得制限あり）	・全部支給　月額41,140円 ・一部支給　月額41,130～9,710円 ※2人目は5,000円、3人目からは1人につき3,000円を加算
	京田辺市特別児童福祉手当	
	父子・母子家庭などで、義務教育修了前（18歳未満の心身障がい児を含む）の児童を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童2人までは　1人につき　月額1,800円 ※以下1人増えるごとに　月額600円
	高校生給付型奨学金	
	父子・母子家庭などで、低所得者世帯（市民税非課税世帯）に支給 ※生活保護受給者は別途支給します ※母子家庭奨学金との併給はできません	・私立全日制　月額33,000円以内 ・私立定時制　月額24,000円以内 入学支度金・支援金なども支給されます。学校・学年により支給額は異なります。
障がい児関係	**特別児童扶養手当**	
	20歳未満の中度以上の障がい児を養育している人に支給（所得制限あり） ※請求時には診断書が必要ですが、身体障害者手帳1～3級または療育手帳「A」の判定の場合は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります	・重度障がい　月額50,050円 ・中度障がい　月額33,330円
	京田辺市心身障害児童特別手当	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき　月額2,400円
	京田辺市特定心身障害等児童特別手当	
	特別児童扶養手当受給者で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持たない18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき　月額2,400円

麻しん・風しんの混合予防接種

予診票が届いたら受けましょう

1歳になったら1回。就学前にもう1回。

麻しんは人から人へ感染しやすく、時に死に至る重大な疾患です。また、風しんは、妊娠初期の女性がかかると胎児に重大な影響を及ぼすことがあります。

予防には、麻しん・風しん混合（MR）の予防接種を接種勧奨期間内に受けることが有効です。予防接種が済んでいない人は、すみやかに接種を済ませてください。

対象＝市内に在住し、次に該当する人

▼1期（1歳～2歳になる前日まで）▼2期（平成19年4月2日～同20年4月1日生）

接種期間＝▼1期（1歳～2歳になる前日まで）▼2期（平成26年3月31日(月)まで）

なお、対象者には予診票を1期は1歳になった翌月に、2期はすでに郵送しています。

未接種で予診票がない人は連絡してください。

問合せ先＝子育て支援課（☎64・1377）

19～35歳は風しんに注意

予防接種は3月31日までに

市は、風しんにかかったことがない人や風しん（R）または麻しん・風しん混合（MR）の予防接種を受けていない人、接種経験が1回の人に費用の一部を助成しています。特に抗体を持っていない人が多い19～35歳や、予防接種を受けていない35歳以上の男性は要注意です。

対象者＝市内に在住し、次のいずれかに該当する人

▼19～49歳の男女▼50歳以上で妊娠を希望する女性▼配偶者が妊娠中の50歳以上の男性。妊婦は接種できません

助成対象＝平成25年4月1日～同26年3月31日の接種分

助成額＝自己負担額の3分の2。上限7千円

助成回数＝1回

申請方法＝医療機関で接種費用を全額支払った後、領収書原本・接種を証明できる書類・印鑑・振込先が分かるものを持参してください

申請期限＝4月4日(金)

申請・問合せ先＝健康推進課（☎64・1335）

春の火災予防運動

3月1～7日

防火の手 広げて守ろう！ 安心のまち

消防本部は、3月1日～7日に春の火災予防運動を行います。

春は、風の強い日が多く乾燥しやすくなります。小さな火元が大きくなりやすいこの時季は、毎年かけがえのない命や貴重な財産が失われています。火災で悲しい出来事を起こさないため、みなさん一人ひとりが防火意識を高めましょう。

問合せ先＝消防本部予防課（☎63・7826）

火災から身を守る７つのポイント

◆寝たばこは、絶対やめる

◆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使う

◆ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

◆寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使う

◆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

◆お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる